

第4次野辺地町行財政改革大綱 実施計画

改革事項	(1) 事務事業の見直し		ウ 許認可等の事務手続きの簡素化と行政手続きの明確化	
改革項目	行政手続条例の改正 (パブリックコメント部分の追加)		担当部署	総務課
年度計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年度目標	野辺地町行政手続条例の改正 (行政手続法第39条第3項参照、浦安市行政手続条例第38条第3項参考)	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施
実施概要	・議決、周知	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施
年度計画	平成31年度(令和元年度)			
年度目標	意見公募手続の実施			
実施状況及び今後の進行計画	○行政手続条例の一部改正及びパブリックコメント手続実施規程により、行政の各種計画策定時にパブリックコメントを活用している。 ○今後も職員への周知を図り、制度を適正に活用する。			
問題点等				